岐 阜 県 公 報

(金曜日) 発行

毎週

平成三十年十一月六日

示

公

道路の供用開始 道路の区域変更

目

次

告

示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

同 道 一路維 持課) 六九七

) 七00

(商業・金融課) 七〇一

第 二千九 百 九 + 六 号

成三十年十一月 六 日

平

告

示

岐阜県告示第五百四十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田

萩	宮	路
原 線		線 名
で 一八二二番七地先ま 同 市同 町同 字同	らジャーハー一番一地先からおかった。	区間
後	前	別前変区 後更域
10 **	九 三 ○ 四	ル (メート ト 幅
一八九•一	一 八 九 •	ル _{(メート} 長
		備
		考

県道

類の道 種路

岐阜県告示第五百四十二号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事

古 田

j		類の道 種路
明金		路線
宝	宝山線	
まで 八五三番一二一 地先 同 市同 町同 字同	二三番四三地先市金山町卯野原	区間
後	前	別前変区 後更域
二九二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	10。	ル (メート ト 幅
七四・六	7.9~六	ル (メート 長
		備
		考

岐阜県告示第五百四十三号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

岐

岐阜県知事
古
田

j.		類の道 種路
明金		路
宝山線		線 名
「 一		区間
後	前	別前変区 後更域
7 P	↑ □• 0	ル (メート ト 幅
九 三 二	九 三 二	ル _{(メート} ト長
		備
		考

岐阜県告示第五百四十四号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

岐阜県知事

古

田

国道	— 般	類の道 種路
七号	七二号百五十	
	弁	線 名
九六一番一地先まで 九十六番一地先から 九十六番一地先から 下呂市野尻字押出ケ洞一		区間
後	前	別前変区 後更域
宗 写	三 三 三 〇	ル (メート ト 幅
弄	五八	ル _{(メート} 長
		備
		考

岐阜県告示第五百四十五号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田

路線名 区 間 前後 (メ 変更 員 が 別 ル)
名 区 間 別前変区域
区間の変更を変更を
別前変区域
別前変区後更域
ル、員敷
ル (メー ト 幅
ル (メート ト
備
老

類の道

岐阜県告示第五百四十六号

県道

萩宮

原線

までリ岩ー七六六番四四地先同 市同 町同 字ズ

後

ŧ 元 元 六

り木一七九七番一地先か下呂市萩原町山之口字曲

前

ゔ

≣葬七

類の道 種路

路 線

名

X

閰

別前変区 後更域

ルジート 員敷 地の幅

ー ル(メート

備 考 延

長

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

古 田

県道		類の道 種路
明金		路
宝山 線		線名
松平六番八地先まで同の市同の町の野原字小	石三六八五番五地先から下呂市金山町岩瀬字石場	区間
後	前	別前変区 後更域
章 示 了	三 三 三 二	ル (メート ト 幅
九0•0	九0• 0	ル) (メート 長
		備
		考

岐

岐阜県知事

岐阜県告示第五百四十七号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

(699)

岐阜県知事

古 田

岐阜県告示第五百四十八号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

岐阜県知事
古
田
肇

県道 瀬門 和 戸佐 線		類の道 種路 路 線
線 同 市同 字同 二六三 下呂市焼石字栃洞二六八		名区間
後	前	別前変区 後更域
一章・デール・○	三	ル (メート ト 幅
二0九•六	二0九• 六	ル (メート 長
		備考
		75

岐阜県告示第五百四十九号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

県道

洞田

口 線

五同

一番五地先まで 市同 字同

八

後

三 二 元 元 九

元九九

類の道 種路

路 線 名

X

三一番六地先から下呂市蛇之尾字丸尾山八

前

三 三 子

元九

類の道 種路

路 線

名

X

閰

別前変区 後更域

ル₍員敷 (メール) ト 幅

メート

備 考 延

長

次のように変更したので告示する

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田

	道	
名下		路線
丸山 線		名
一五四番四二地先まで同の市同の中国の一方回の一方目の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の	一五四番四一地先から下呂市馬瀬西村字下野一	区間
後	前	別前変区 後更域
灵,		ル (メート ト 幅
0.04	10.0	ル (メート 長
		備
		考

岐阜県告示第五百五十号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

岐

平成三十年十一月六日

岐阜県知事

古 田

後	前	別前変区 後更域
言· 云·		ル (メート ト を
0 •04	0 •01	ル(メート 長
		備
		考

用を開始するので告示する。 岐阜県告示第五百五十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

岐阜県知事

古

田

県道	類の道 種路
洞田	路
線	線 名
番五地先まで アコー 大五一 市同 中同 字同 八五一番 子間 八五一 下呂市蛇之尾字丸尾山八三一下呂市蛇之尾字丸尾山八三一	回
一 九 九	ル (延) メー ト長
三平 ∴成 ·	の期日
三平 成 	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考
	洞

岐阜県告示第五百五十二号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成三十年十一月六日

岐阜県知事

古 田

P	
ル (スー ト)	
の期日	供用開始
一月の	決 ₍ 備 定区 又域 はの考

(701) 平成3	30 年 11 月6日	岐 阜 県 公 報	第2996号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ四 変更した事項 土岐市肥田浅野梅ノ木町一丁目二三番地 外 二 建物の名称及び所在地	株式会社パローホールディングス 一届出年月日 一届出年月日 岐阜県知事 古 田 筆	平成三十年十一月六日 平成三十年十一月六日 平成三十年十一月六日 平成三十年十一月六日 平成三十年十一月六日 平成三十年十一月六日 東漂平務所において縦覧に供する。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配また、当該大規模小売店舗を設置する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意を開課及び東濃県事務所において縦覧に供する。 見書を提出することができる。 平成三十年十一月六日	大規模小売店舗の変更の届出に関する件 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (人) 一一五 (人) 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
(変更後)パロー富加店・V・drug富加店(変更前)パロー富加店(変更前)パロー富加店大規模小売店舗の名称の変更した事項の変更した事項のででは、「大規模のでは、「大規模の名称のです。」のでは、「大規模の 大規模の名称 のまま おいま おいま かんしょう おいま しょうしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう いんしょう はいき はいまい かんしょう かんしょう いんしょう かんしょう いんしょう はい かんしょう いんしょう はんしょう いんしょう いんしょう いんしょう いんしょう いんしょう いんしょう かんしょう いんしょう これ いんしょう いんしょう いんしょう いんしょく いんしょう いんしょく いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんし	バロー富加店・V・d r u g富加店	(は ・ は ・ は ・ は ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	ては代表者の氏名 「変更後」株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外五者 (変更後)株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外四者 多治見市大針町六六一番地の一 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

(変更前) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代 正美

恵那市大井町一八〇番地の一

株式会社パローホールディングス 恵那市大井町一八〇番地の一 代表取締役 田代 正美

中部薬品株式会社 代表取締役 **高** 巢

多治見市高根町四丁目二九番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー

代表取締役

田代

正美

変更後) 株式会社パロー 代表取締役 多治見市大針町六六一番地の 田代 正美

中部薬品株式会社 代表取締役 多治見市大針町六六一番地の **高** 巢 基彦

多治見市高根町四丁目二九番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成三十年十一月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・

見書を提出することができる 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成三十年十一月六日

届出年月日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成三十年十月二十五日

届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

Ξ 建物の名称及び所在地

バローショッピングセンター 土岐店

土岐市肥田浅野梅ノ木町一丁目二三番地

外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 五七四台

(変更後) 三三四台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 三六台

(変更後) 四五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 一八箇所

(変更後) 六箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成三十年十一月六日から四月間岐阜県商工労働部商業

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田

(703)	平成30年11月 6	日	岐			ŧ	阜			県 公			報							穿	₹2	9 9	6 号	;
																	四			≡			=	
		(変更後) 五箇所	(変更前) 六箇所	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	(変更後) 四四立方メートル	(変更前) 四九立方メートル	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	(変更後)二四〇平方メートル	(変更前)二四〇平方メートル	荷さばき施設の位置及び面積	(変更後) 四九台	(変更前) 七〇台	駐輪場の位置及び収容台数	(変更後) 一三九台	(変更前) 一六七台	駐車場の位置及び収容台数	変更しようとする事項	加茂郡富加町大字羽生字山崎二一七二番四外	パロー富加店・V・drug富加店	建物の名称及び所在地	中部薬品株式会社	株式会社パローホールディングス	届出者の氏名又は名称	平成三十年十月二十五日